

海南省移動販売導入支援事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和7年6月30日

海南省長 神 出 政 巳

海南省告示第105号

海南省移動販売導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、身近な商店の減少又は高齢化等により日常生活物資の買物が困難な状況にある者の利便性を確保するため、移動販売により日常生活物資の購入支援を行う事業者に対し、移動販売車の購入等に要する費用の一部について、海南省移動販売導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することに関し、海南省補助金等交付規則（平成17年海南省規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日常生活物資 日常生活に必要な食料品及び日用雑貨等をいう。
- (2) 買物弱者 日常生活物資の買物が困難又は不便な状況に置かれている者をいう。
- (3) 移動販売 買物弱者を主な対象者として、移動販売車で巡回するコース及び時間帯等をあらかじめ市と協議・調整のうえ設定し、日常生活物資を販売することをいう。
- (4) 移動販売車 日常生活物資を販売するための冷蔵庫その他の必要な設備を備えた自動車をいう。
- (5) 移動販売車への改造等 既存の自動車を移動販売車に改造すること及び既存の移動販売車を改良することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法人又は個人事業主であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の買物弱者を主な対象者とした移動販売を5年以上継続し、かつ、1週間につき3日以上移動販売を定期的に行うことができる者
- (2) 巡回するコース及び時間帯等について、あらかじめ市と協議し、調整することができる者
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守する者

- (4) 市税を滞納していない者
- (5) あらかじめ事業計画その他の総務部市民交流課長が指定する事項の審査及び選定を経て市長が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

- (1) 調理又は加工した食品の販売のみを行う者
- (2) 特定の世帯又は施設を訪問しての販売又は配達のみを行う者
- (3) 販売品のうち日常生活物資以外の品が2分の1以上を占める者
- (4) 海南省暴力団排除条例（平成23年海南省条例第14号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- (7) この告示による補助金を除き、補助対象経費を対象とした他の補助金等（国、地方公共団体及び公共的団体から交付される補助金その他の金銭をいう。）の交付を受け、又は受ける予定がある者
（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用の合計額の2分の1と150万円とのいずれか少ない額とする。

- (1) 移動販売車を購入する場合 車両本体費用（ラッピング費用を含む。）並びに陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備及び電気設備その他の設備の購入に要する費用
- (2) 移動販売車への改造等の場合 陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備及び電気設備その他の設備の設置等に要する費用

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、この告示により補助金の交付決定を受けた日から5年以内に移動販売車を改造又は改良及び車両の入替えしようとする場合の費用は、補助金の交付対象としない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海南省移動販売導入支援事業補助金交付申請書に次に掲げる資料を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 移動販売に係る計画がわかるもの
- (2) 移動販売車の購入又は移動販売車への改造等に要する費用がわかるもの
- (3) 改造又は改良前の移動販売車の写真（移動販売車を改造又は改良する場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、海南市移動販売導入支援事業補助金交付決定通知書により申請者に通知する。

（補助金の交付の条件）

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に関し、移動販売を行ったことを確認できる資料を、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管し、市長から求められたときは、速やかに提出すること。
- (2) 移動販売又は移動販売車の取扱い又は表示物が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
 - ア 特定の品目のみの販売、特定の世帯又は施設に対してのみの販売等を行う公共性を損なうおそれのあるもの
 - イ 政治又は宗教に関するもの
 - ウ 公序良俗に反するもの
 - エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業に係るもの
 - オ 誇大表示、不当表示その他表示方法が不適切なもの
 - カ 暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等に係るもの
 - キ その他市長が適当でないと認めるもの

（補助事業の変更又は中止若しくは廃止）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、次に定めるところにより、申請しなければならない。

- (1) 補助事業の変更があった場合においては、海南市移動販売導入支援事業補助金変更承認申請書に次に掲げる関係資料を添えて市長に提出しなければならない。

ア 変更計画がわかるもの

イ その他市長が必要と認めるもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、海南省移動販売導入支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助事業の変更等の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に通知する。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、速やかに海南省移動販売導入支援事業補助事業実績報告書に次に掲げる資料を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 移動販売車の写真（移動販売車を改造又は改良した場合は、当該改造又は改良を行った後のもの）

(2) 補助対象経費を支払ったことがわかるもの

(3) 自動車検査証の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の額の決定）

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、海南省移動販売導入支援事業補助金交付確定通知書により、補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により、補助金の額の確定通知を受けた者は、海南省移動販売導入支援事業補助金交付請求書を、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により請求を受けたときは、補助事業者に補助金を交付する。

（財産管理及び処分制限）

第13条 補助事業により取得した財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められた耐用年数を経過するまでに、市長の承認を得ないで、補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（補助金の返還等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金

が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金を返還させるものとする。

- (1) 補助金の交付を受けた日（以下「補助金交付日」という。）の翌日から起算して5年が経過するまでに、下津町地域内での移動販売の実施頻度が1週間につき3日を下回ったとき。
- (2) 補助金を補助事業以外に使用したとき。
- (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助事業の実施方法が適正でないと認めたとき。
- (5) この告示による補助金を除き、補助対象経費を対象とした他の補助金等（国、地方公共団体及び公共的団体から交付される補助金その他の金銭をいう。）の交付を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

2 前項の規定により返還しなければならない補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号による返還の場合 次に掲げる期間（補助金交付日の翌日から起算して返還事由が生じたとき市長が認める日までの期間をいう。）に応じ、当該各号に定める額
 - ア 1年に満たない場合 交付を受けた補助金の全部
 - イ 1年以上2年未満の場合 交付を受けた補助金の額の8割に相当する額
 - ウ 2年以上3年未満の場合 交付を受けた補助金の額の6割に相当する額
 - エ 3年以上4年未満の場合 交付を受けた補助金の額の4割に相当する額
 - オ 4年以上5年未満の場合 交付を受けた補助金の額の2割に相当する額
- (2) 前項第2号から第5号までの場合 交付を受けた補助金の全部
- (3) 前項第6号の場合 交付を受けた補助金を上限として市長が別に定める額

3 前項各号の規定により算出した返還額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 前3項の規定により補助金の返還命令を受けた補助事業者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(様式)

第15条 この告示の施行に関し必要な様式は、別に定める。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年6月30日から施行する。